

## 会 議 録

会議名 (審議会名等)	川西市民生委員推せん会		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 福祉政策課 内線(2652)		
開催日時	平成22年6月16日(水) 17時30分～19時00分		
開催場所	川西市役4階 庁議室		
出席者	委員	鹿毛委員長・菅原副委員長・江見委員・黒田委員・池田委員・細見委員 ・久恒委員・石光委員・吉田委員・関西委員・今西委員・進藤委員・ 水田委員・今北委員	
	その他		
	事務局	福祉推進室 根津室長 福祉政策課 森下課長 簗内課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 資料確認 3 議事 1. 一斉改選の推薦方法(事務局案)について 2. その他		
会議結果	平成22年度一斉改選の推薦方法等について、事務局案で同意。		

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

No. 1

	<p>〔開 会〕 〔委員自己紹介〕 〔資料確認〕</p>
事務局	<p>配布資料の説明を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回(平成19年度)一斉改選時との主な変更点及び確認点</li> <li>2. 自治会長・準備会への配布資料</li> </ol>
委員長	<p>本日の協議事項は、前回に引き続き「一斉改選の推薦方法等について」協議する。事務局から事務局(案)について説明をお願いする。</p>
事務局	<p>第1回推せん会(6月2日開催)で出された意見を元に事務局(案)を説明させていただきたい。</p> <p><b>【前回一斉改選時との変更点】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「川西市民生委員推薦準備会」について「川西市民生委員推せん会」に準じて、「川西市民生委員推せん準備会」に改め、委員の選出区分のうち、自治会長については、自治会を代表する立場の人であれば可とする。</li> <li>(2) 自治会からの「候補者選出書」の提出先を準備会から推せん会に変更。</li> <li>(3) 新任民生委員(現民生委員以外すべて)の年齢制限は県の方針及び、民生委員活動の継続性を考慮し、平成22年12月1日現在70歳未満とする。</li> <li>(4) 自治会への選出依頼時一斉改選のしくみや民生委員の役割等について周知を図る。</li> <li>(5) 「候補者選出書」の様式変更。</li> </ol> <p><b>【確認事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生委員からの再任辞退届は実施しない。</li> <li>(2) 候補者は担当区域内から推薦してもらおうが、困難な場合は隣接する区域までは可とする。</li> <li>(3) 新任主任児童委員の年齢制限については、現行どおりとする。</li> <li>(4) 新任民生委員・児童委員について、職員による面接を行なう。</li> </ol>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

No. 2

事務局	<p>配布資料の説明を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民生委員・児童委員推せん準備会の概要・日程・具体的作業</li> <li>2. 主任児童委員選任に関わる基本的な考え方・趣旨・適任者の選任及び年齢要件</li> </ol>
委員長	H22年度民生委員・児童委員一斉改選の説明を受けて、質問を受け付ける。
委員	準備委員会の人数は6名以内とあるが、自治会の規模に差があるので人数調整をしてはどうか。
事務局	準備委員会は概ね小学校区毎に設置されており、民生委員の推せん自治会の世帯数が少ないところはいくつかの自治会を集めて推せんを行う。
委員	民生委員・児童委員の適任者について、政治活動・宗教活動の自由は認められているが、その活動を制限するものなのかあるいは地位利用だけを制限するものなのか、グレーゾーンに対する明解な答えが欲しい。
委員	民生委員・児童委員の年齢要件で上限は決まっているが、下限は決まっていないのか。また、協力委員はどうなのか。
事務局	市議会議員の選挙権を有する人となっており、二十歳が下限。協力委員においてもそれに準ずる。
委員	地方公共団体の議員は民生委員になれるか。
事務局	法律上、議員が民生委員になることは可能。
委員	地位利用になるのではないか。
事務局	地位利用は、法律上逆に禁止されている。
委員	新任・再任の民生委員への通達について、自治会長にどのように依頼するのか。
事務局	現在の民生委員に依頼する場合は本人の意思確認をしていただく旨を、新しく依頼をする場合は決定後現民生委員にその旨の連絡をしていただくよう、自治会長に依頼文書を出している。
委員	また退任の場合は感謝の意を表しているのか。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

No. 3

事務局	退任の場合は、退任式において感謝状の伝達を行っている。
委員長	民生委員の地位利用に関するグレーゾーンについてはどうするのか。
事務局	地位利用については、民生委員職務上の規制という資料を付け加えて自治会長に文書を配布する。
委員長	退任・新任・再任の民生委員に対する自治会からの通知の徹底について、何か考えがあるか。
事務局	自治会長への依頼文で強調すると同時に、退任・新任・再任の民生委員への通知文を雛形として添付することも考えている。
委員長	意見も出尽くしたので、平成22年度一斉改選について事務局案で進めることでいいか。
委員	異議なし。
委員長	事務局案に従って、一斉改選を進める。 今後のスケジュールを再度確認をお願いします。
事務局	配布しているスケジュール表の説明をする。
委員長	他に何かないか。以上を持って本日の会議を終了する。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。